

防ごう! 林野火災!

気象の状況によって

林野火災注意報 林野火災警報

が発令されます

発令中は、浜松市の対象となる
区域で火の使用が制限されます。
詳しくは裏面をお読みください。

火の使用制限の例



火入れ



たき火



喫煙



花火

出典: (総務省消防庁 (fdma.go.jp))

浜松市消防局

林野火災警報等の発令と火の使用制限について

	林野火災注意報	林野火災警報	
発令基準	以下の条件に該当する場合 1 前3日間の合計降水量が1mm以下で、かつ、 前30日間の合計降水量が30mm以下 2 前3日間の合計降水量が1mm以下で、かつ、 乾燥注意報が発表されたとき。	林野火災注意報の発令基準に該当する場合かつ、 強風注意報が発表 されたとき。	
対象区域	■ 浜名区の一部 都田地区、新都田地区、細江地区、引佐地区、三ヶ日地区、中瀬地区(上島のみ)、赤佐地区、鹿玉地区(新原を除く全ての町) ■ 天竜区全域		
火の使用制限	火の使用制限に努めなければならない 1 山林、原野等において火入れをしない。 2 煙火を消費しない。 3 屋外において火遊び又はたき火をしない。 4 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙をしない。 5 山林、原野等の場所で喫煙をしない。 6 残火及び取灰又は火粉を始末すること。 7 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行う。	火の使用制限に従わなければならない 左記1～7同様	
罰則	—	30万円以下の罰金又は拘留 （消防法第44条第18号）	
解除基準	発令基準に該当しなくなった場合		
確認方法	■ 警報発令時は、消防車両、防災行政無線等によりお知らせします。 ■ 林野火災注意報・林野火災警報発令時は、浜松市防災ホットメール(緊急情報)、浜松市公式LINE(緊急情報)、浜松市ホームページによりお知らせします。二次元コードからご登録ください。		
	 浜松市防災ホットメール (緊急情報)	 浜松市公式LINE (緊急情報)	 浜松市 ホームページ

たき火の例



キャンプファイヤー



たき火



どんど焼き

たき火ではない例



バーベキューコンロ



七輪

出典：(総務省消防庁 (fdma.go.jp))

消防署への届出について

火災とまぎらわしい行為を行う場合は、管轄の消防署への届出が必要です。

ただし、届出を行った場合でも、林野火災注意報又は警報発令中には、対象区域での火の使用は制限されますので、ご注意ください。

※届出は、浜松市内の各消防署及び出張所にすることができます。

【問い合わせ先】

予 防 課：053-475-7542 南 消 防 署：053-442-0119
 中消防署：053-475-7561 北 消 防 署：053-527-0119
 東消防署：053-460-0119 浜北消防署：053-586-0119
 西消防署：053-592-0134 天竜消防署：053-922-0119